

中世非人の研究

専攻 教科・領域教育専攻
コース 社会系コース
学籍番号 M07166K
氏名 秋山 和夫

1. 研究の目的

中世には、生産労働や共同体から脱落、排除され、現実の生活や意識の面において卑賤視され差別を受けたとされる被差別民が存在した。その呼称には様々あるが、なかでも非人は中世被差別民の基本・代表的な存在であり、かつ被差別民すべてを含む総称として使用され、中世被差別民＝非人という図式は特に疑いのないものと理解されてきたと思われる。しかし特に河原者について、すでに非人が河原者をも含めた包括的な中世被差別民衆の身分呼称となるのか、あるいは河原者を非人と同一視する所与の前提が内在しているのではないかとの疑問や指摘が出されている。そこで本稿は、『鎌倉遺文』をはじめとする文書や貴族の記録を主に史料として用いて、中世被差別民の三類型とされる非人・河原者・散所の形成過程、職掌、名前と姿形等の実態を探り、共通点と相違点を明らかにして、それぞれの実態や他の被差別民との関係についての再考を試みるものである。

2. 論文構成

はじめに

第一章 非人の存在形態

第一節 非人の概念

第二節 宿非人の成立と職掌

第三節 犬神人の成立と職掌

第二章 河原者の存在形態

第一節 河原者の形成過程

第二節 河原者の職掌

第三節 河原者の居住地

第四節 河原者の土地所有

第五節 不浄の者としての河原者

第三章 散所の存在形態

第一節 散所の形成過程

第二節 散所の職掌

第三節 他役の免除

第四節 散所の発展

第五節 散所と土地

第六節 声聞師の存在形態

終章—非人・河原者・散所の比較検討—

第一節 共通点と相違点

第二節 非人に含まれる被差別民

おわりに

3. 研究の概要

第一章では、非人を取り上げ、乞食、無縁、遍歴、とりわけ癩病が非人像を形成する要因であることを確認すると同時に、「非人」が実態を持つ非人のみならず、曖昧で広範な対象を含みうる言葉であることを指摘した。形成過程は10世紀の「濫僧」に始まり、11世紀初頭に施しを受ける人々が坂に集住をはじめ、それらの人々が権門に編成され、12世紀中頃に非人宿が成立したと推測した。非人宿については、宿非人は鎌倉幕府法の適用対象内であること、宿の長吏は僧が務めている可能性を新たに指摘した。職掌については、葬送、死体の取り捨て等の「キヨメ」、癩病者の管理、乞食、施行の対象となる

ことが特徴であると考えた。名前については、国名・法名を名乗り、姿は法体・無帽・蓬髪であり、癩病者は白覆面姿であったことを確認した。また、従来、非人は生産手段や土地の支配体系から排除され、社会体制外の存在であるとされてきたが、宿非人には土地の作職を所有する事例や作人とされる事例が確認され、作職の取得が金融活動による可能性も指摘できる。さらに「百姓」として把握される事例も確認できるので、必ずしも非人が生産労働や土地の所有体系、社会体制から除外されていたわけではないことを指摘した。

また、清水坂非人と同一視される犬神人を取り上げ、諸説ある犬神人の成立について、本稿では犬神人が山門との関係を抛り所とし、山門の検断に従う様子から、清水坂非人内の「山門部門」とでも呼べる組織であり、京都における山門の検断権執行部隊であったとの結論を得た。職掌については非人と同様、キヨメの職掌を持つことを確認した。姿形は非人の癩病者と近似し、土地所有についても非人と同様、作職を持つ作人であることが確認できた。しかも奉仕先である祇園社から社恩として給付されていることから、犬神人が土地を所有することについて何ら違和感は持たれていないと判断した。

第二章では、河原者について考察した。形成過程については、10世紀の「屠者」の系譜をもち、11世紀初頭の「河原人」の登場は非人につながる者とほぼ同時期であることから、非人とは当初から別の形成過程をたどったと考えた。職掌においても、非人とは「キヨメ」が共通するが、河原者は皮革処理や作庭等の職人としての要素が強く、癩病者との関係も見られないことを指摘した。また、名前は芸名・俗名であり、姿も俗体で、非人とは大きく異なっていた。土地所有に関しては、作職を持ち「百姓」とされる事例も確認でき、法の適用も一般百姓に準じ

ていることから、「不浄之者」とされる河原者も社会の体制外の存在とはいえないのではないかと指摘した。

第三章では散所を取り上げた。まず、形成過程として前期散所の中に12世紀前後から掃除を職掌として、芸能にも関わる散所がいたことを確認し、その性格が後期散所に受け継がれたと考えた。この14世紀前後に登場する後期散所（散所法師）は、非人、河原者と同様、掃除というキヨメを職掌としていたが、祭祀や芸能という他に見られない特徴を持っていた。一方、奈良にも掃除と祭祀・芸能を職掌とする声聞師がいたが、その職掌ゆえ、両者は京都においては同一視されるようになった。しかし、両者は異なる形成過程をたどった別の存在であった。散所と声聞師の名前については、比率の差はあるが法名と俗名が混在している点が共通し、法体と考えられる姿も共通していた。土地所有については、散所法師が当初から作職を持ち、地子を納めていることが確認できるので、東寺が散所法師の土地所有に関して違和感を持っていた様子はなく、同様な事例は16世紀の声聞師にも確認できる。

終章では以上の考察をふまえ、共通点と相違点を検討し、非人・河原者・散所の実態を整理するとともに、具体的に非人に含まれる被差別民を考察した。特に河原者については、非人とは当初から別の形成過程をたどり、職掌や姿形などの実態も異なる点が多く、さらに非人に含める確実な証拠は確認できないため、非人に包括しないことが適当であるとの結論に達した。

以上の結論を参考に、中世末期から近世にかけての被差別民の動向を明らかにすることを今後の課題としたい。

主任指導教員 河村 昭一
指導教員 河村 昭一